

政 策 会 議 報 告 書

平成29年10月24日

報告者 環境クリーン部長

<p>件 名</p>	<p>「所沢市廃棄物受入基準」の策定について</p>		
<p>要 旨</p>	<p>「所沢市廃棄物受入基準」について、策定しましたのでご報告いたします。</p> <p>本基準は、東西クリーンセンターのごみ受入業務の多様な事例に対応できるよう、受入基準を体系的かつ明確に示すことで、受入現場において市民にわかりやすく、効率的な対応を行い、併せて他市等からの廃棄物流入を防止するために定めたものです。</p> <p>近年、総ごみ量は減少傾向にあるものの、東西クリーンセンターへの廃棄物の搬入台数や搬入に関する問い合わせは増加しており、受入時にトラブルになるケースも発生しています。</p> <p>基準では、受入業務の基本事項である受入対象者や、対象廃棄物の明確化に加え、受入時にトラブルになりやすい品目の取扱いを定めた個別取扱い事例の整理等を行いました。具体的には、ごみの荷下ろしは搬入者が行うことで車両物損事故等を未然防止し、排出者及び搬入者の本人確認を徹底することにより有料事業系ごみと家庭系ごみの判別を明確にし、引き続き安全で市民にわかりやすい廃棄物受入業務を行ってまいります。</p> <p>なお、基準は市民等への周知期間を経て、平成30年4月1日から適用します。</p>		
<p>所管名</p>	<p>環境クリーン部 資源循環推進課 東部クリーンセンター 管理課 西部クリーンセンター 管理課</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2998-9146 04-2998-5300 04-2948-3141</p>

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。